

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)  
第三条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	<p>第一条、第十六条 (略)</p> <p>(中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者による情報提供)</p> <p>第十七条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、次に掲げる情報を取得したときは、遅滞なく、法第二十七条第二項の規定により当該情報を農林水産大臣に提供しよう努めるものとする。</p> <p>一 食品等の取引に係る不公正な取引方法に関する情報</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、食品等の取引の適正化に資する情報</p> <p>第十八条 (略)</p>	改 正 前	<p>第一条、第十六条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第十七条 (略)</p>
-------------	---	-------------	---

(畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部改正)  
第四条 畜産経営の安定に関する法律施行規則(昭和三十六年農林省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改 正 後	<p>(特別売渡しの数量基準)</p> <p>第八条 法第八条第一号の農林水産省令で定める数量は、当該事業年度において令第五条第二項第一号に規定する市場区域内にあると畜場とと殺される家畜に係る当該指定食肉の生産予想量と当該市場区域以外の地域にあると畜場とと殺される家畜に係る当該指定食肉であつて中央卸売市場又は指定市場において売買されることが予想される数量との合計数量の十二分の一に相当する数量とする。</p>	改 正 前	<p>(特別売渡しの数量基準)</p> <p>第八条 法第八条第一号の農林水産省令で定める数量は、当該事業年度において令第五条第二項第一号に規定する開設区域又は指定市場区域内にあると畜場とと殺される家畜に係る当該指定食肉の生産予想量と当該開設区域及び当該指定市場区域以外の地域にあると畜場とと殺される家畜に係る当該指定食肉であつて中央卸売市場又は指定市場において売買されることが予想される数量との合計数量の十二分の一に相当する数量とする。</p>
-------------	---	-------------	---

(中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令の一部改正)  
第五条 中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令(平成十年農林水産省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改 正 後	<p>中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品等流通合理化促進機構に関する省令</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律第五十四条の規定により同条に規定する食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成三年農林水産省令第三十八号)第九条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成三年農林水産省令第三十八号)第三条第一項中「法第十三条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律</p>	改 正 前	<p>中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律第五十四条の規定により同条に規定する食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、食品流通構造改善促進法施行規則(平成三年農林水産省令第三十八号)第三条第一項中「法第十三条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律</p>
-------------	---	-------------	---